

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第 8 回 議会運営委員会			
開会日時	令和 3 年 2 月 18 日 午後 3 時 30 分 開会			
	令和 3 年 2 月 18 日 午後 4 時 07 分 閉会			
場 所	第 3 委員会室			
出席者数	委員定数 6 名中 出席者 6 名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	佐々木浩人
	総務係長	國岡 浩祐	—	—
付議事件	1、議 題 (1) 令和 3 年第 1 回安芸高田市議会定例会の運営について ・一般質問について (2) 全員協議会（任意）の名称変更について (3) 議員研修（ハラスメント、人権及び法令順守等の研修）につ いて 2、その他			

3、経過

【開会 15:30】

○熊高委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和3年 第1回安芸高田市議会定例会の運営について

・ 一般質問について

○熊高委員長 令和3年第1回安芸高田市議会定例会の運営についてのうち一般質問についてを議題とする。

一昨日の正午、受付けを締め切ったが、11件の通告書が提出されている。

通告の状況について、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長 (通告状況について説明)

○熊高委員長 お諮りする。

一般質問は、11名から通告があったので2日間の日程とし、通告順に3月4日を6名、3月5日を5名とすることに、異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、さよう決定する。

○宍戸議長 重複した質問があるので、事務局に説明をお願いします。

○佐々木次長 (質問の重複状況について説明)

○宍戸議長 重複された議員と私で協議しながら、一本化できるのであれば、したいと考えている。

○熊高委員長 暫時休憩する。

休憩 15:36

再開 15:36

○熊高委員長 再開する。

○大下委員 一般質問が重複していると言われるが、市民からの要望があつての質問ということや、質問者がどうしても言わないといけないという内容の可能性もある。早く質問した者の答弁を聞いた後、本人が対応すればいいのではないのか。

○金行委員 重複していても、言い方、考え方、地域性があるので、構わないと思う。

○山根委員 私も重複をしているが、他の議員の質問をよく聞いて、重なる部分は省略して次の質問を行う。重なっている方へは、注意喚起をする程度でよいのでは。

○森岡事務局長 質問の重複の件は、昨年10月30日の任意の全員協議会の眠たくなならない議会に関する協議の中で、一問一答方式要領の改正項目として、「質問の調整を求められた議員は、傍聴者に配慮

し、質問内容が重複しないように議員間で確認及び調整を行うこととする。」と決めていただいた。

それに基づいて議長が本日提案をされたことを、御理解いただきたい。

○宍戸議長

話し合いの結果、このことはどうしても言わないと次の質問につながらないといった場合もある。そこらの意見交換をしていただければよいと思う。

○熊高委員長

要領に確認及び調整をするということがあるので提案をしていただいたと思うが、最終的に議員は質問の中身を確認の上それぞれの議員で必要なら話をするという程度で確認することとし、重複する議員には事務局が連絡するということでよいか。

(「はい」との声あり。)

そのように取り計らうこととする。

○佐々木次長

先ほど説明不足があった。武岡議員の新型コロナウイルスワクチンの接種についてと、田邊議員の新型コロナウイルスワクチンの接種については、タイトルは一緒であるが、内容が異なるため重複はしていない。

○熊高委員長

補足説明を含めて、御了解いただけるか。

(「はい」との声あり。)

そのように取り計らうので、よろしく願いたい。

以上で、一般質問についてを終了する。

(2) 全員協議会（任意）の名称変更について

○熊高委員長

全員協議会（任意）の名称変更についてを議題とする。

本件は、前回の議会運営委員会で協議をしたが、資料をもとに、再度御協議いただきたい。

事務局に資料の説明を求める。

○森岡事務局長

(資料「任意全員協議会の名称変更について」により説明)

○熊高委員長

意見はないか。

○大下委員

連絡会に名称が変わっているが、出席の義務はあるのか。

○森岡事務局長

現在の運用では、任意の全員協議会に出席義務はない。名称の変更をするだけで、運用の変更は考えていない。

○熊高委員長

暫時休憩する。

休 憩 15:47

再 開 15:51

○熊高委員長

再開する。

お諮りする。資料の「3、申し合わせ（案）」については、基本的にはこのままでよいが、「(6) 記録」については、「但し、議長が必要と判断する場合は、協議事項に関する音声記録及び

要点記録を作成する。」に変更することに、異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように致す。

以上で全員協議会(任意)の名称変更についてを終了する。

(3) 議員研修(ハラスメント、人権及び法令順守等の研修)について

- 熊高委員長 議員研修(ハラスメント、人権及び法令順守等の研修)についてを議題とする。
本件も前回の議会運営委員会で協議をしたが、資料をもとに再度御協議いただきたい。
事務局に資料の説明を求める。
- 森岡事務局長 (資料:「議員研修について」により説明)
- 熊高委員長 意見はないか。
- 金行委員 講師の費用が15万円から25万円であるが、何日間の研修になるか。
- 森岡事務局長 研修は1日である。時間単位の話になるので、丸1日ということではない。
- 金行委員 講師にこれだけの費用は、高いと思う。
- 森岡事務局長 講師の質によって金額は大きく変わる。
- 熊高委員長 お諮りする。
議員研修(ハラスメント、人権及び法令順守等の研修)については、資料に基づいて取組を進めることに異議はないか。
(異議なし)
異議なしと認め、資料に基づいて取組を進める。
本日の決定事項は、次回の全員協議会へ報告・提案することに異議はないか。
(異議なし)
異議がないので、そのように致す。
以上で、議員研修(ハラスメント、人権及び法令順守等の研修)についてを終了する。

(2) その他

- 熊高委員長 その他の項で、皆さんから協議事項等はあるか。
- 大下委員 言うことを聞かなければ一般質問を受けないということは、市長からのパワーハラスメントと思うが、どのように扱うのか。また、皆さんはどのように思われているかお聞きしたい。
- 熊高委員長 意見はないか。
- 山本委員 今回と前回の4者会議で、市長が議長を冒瀆するような発言があり、ハラスメントと思う。何とかしようということはまだ可能

であり、認識を共有しておいたほうがよいと思う。

○熊高委員長

全国市議会議長会に執行部と議会の関係について確認をしていると思うが、こういった対応に関する講師を招聘するなど、認識を共有すべきということで、今日はまとめたと思う。

○山本委員

例え話であるが、市長の態度によっては、県に問い合わせができると思う。市長の議会対応について、事務局にチェックをしていただければと思う。

○森岡事務局長

パワハラという視点での確認はしていない。

○山本委員

パワハラだけではなく、これから想定される市長の態度について、調査をしておく必要があると思う。

○熊高委員長

パワハラのと、議会と執行部との関係が適切ではないということを含めて今日も議論があったが、そういった視点で今後調査や確認をする必要があると思うが、いかがか。

○國岡係長

地方自治法に一般質問に関する規定はなく、政治的な義務になる。一般的には、市長と議会が対立した場合、議会が審議に応じないといった態度をとるケースはあるが、本市のような例は想定されておらず、これまで調査をした中では前例が見当たらない。

○熊高委員長

特殊な例で、調査が難しいということであるが、基本的には議会は議決権で対抗するというのが、執行部と議会の関係の根底にあると思う。

今後調査を行うこととして、今日のところはこれでよいか。

(「はい。」との声あり)

大下委員からの提案については、皆さんの意見を踏まえ、今後対応を進める。

ほかに意見はないか。

(なし)

以上で、その他の項を終了する。

以上で、本日の議事はすべて終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 16 : 07】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長